

第 2 回安曇野市消防委員会

1	審議会名	安曇野市消防委員会
2	日 時	令和 4 年 7 月 5 日 午後 6 時 30 分から午後 7 時 16 分まで
3	会 場	安曇野市役所 本庁舎 4 階 大会議室
4	出席者	寺畑委員長、小林職務代理、井口委員、伊藤委員、草深委員、 小室委員、臼井委員、百瀬委員、塚田委員、小澤委員、 上原委員（消防署長）、二木委員（団長）、 危機管理課 危機管理監 児林 課長 上野 消防防災係 係長 村田 担当 今井、有坂、赤澤
5	公開・非公開の別	公開
6	傍聴人	0 人 記者 0 人
7	会議概要作成年月日	令和 4 年 7 月 11 日
協 議 事 項 等		
【会議の概要】		
1	開会	
2	委員長あいさつ	
3	市長あいさつ	
4	消防委員会への諮問について	
5	会議事項	
	(1) 諮問書に基づく検討課題について	
	ア 正副団長 5 名体制から 3 名体制への移行について	
	イ 消防団の出動体制の見直しについて	
	ウ 消防団分団等運営費補助金について	
	エ 消防団員支援対策について	
	(2) 今後の進め方について	
6	閉会	
【会議事項】		
	(1) 諮問書に基づく検討課題について	
	ア 正副団長 5 名体制から 3 名体制への移行について	
	イ 消防団の出動体制の見直しについて	
事務局：	諮問書に基づく検討課題の内、「正副団長 5 名体制から 3 名体制への移行について」 「消防団の出動体制の見直しについて」の 2 項目併せて資料を基に説明。	
委員長：	事務局からの説明を受け、意見・質問があればお願いしたい。	
	＜意見なし＞	
	ウ 消防団分団等運営費補助金について	
事務局：	消防団分団等運営費補助金について資料を基に説明。	
委員長：	事務局からの説明を受け、意見・質問があればお願いしたい。	
委員 2：	今後検討するにあたり、危機管理課に各部の会計報告があれば、それを参考に消防 団活動に必要な経費が何かなどの方向性を出すことができるが資料提供は可能か。	
事務局：	毎年度末に補助金の実績報告として決算資料をいただいているため、今後の検討材 料にするための資料として提供をしていきたい。	

委員 4 : 補助金から交付金への検討とのことだが、補助金と交付金のそもそもの違いはどのようなところかお聞きしたい。また、交付金にすることのメリットはどのようなところか？

事務局 : 補助金については、市の方針として補助対象経費の三分の一を基本としている。場合により三分の二を補助などもあるが、基本的には三分の一としている。
交付金の場合は、事業内容によっては補助率に関係なく交付される場合があるため、補助金に比べて緩和されているところがある。
参考として、各区に交付させていただいているのは交付金である。交付金の算定方法は、取組内容にポイントを付与し、その合計ポイントに応じて予算金額の中から各区に交付している。予算内での交付になるため、各区の取組み状況により交付する金額の増減が生じてしまうが、補助率に応じての支払いではないという点が、補助金と大きく異なる点である。

エ 消防団員支援対策について

事務局 : 消防団員支援対策について資料を基に説明。

委員長 : 事務局からの説明を受け、意見・質問があればお願いしたい。

委員 5 : 家族に対する支援は理解できるが、家族功労金の支払い対象となる家族の範囲はどうなるのか。独身は対象にならないのか。

事務局 : 今回は参考資料として他市町の実施状況を提供したが、その中では配偶者・子・父母・祖父母及び兄弟姉妹のうち同居する 1 人となっている。
今後、会議の中で支援策としての必要性や独身はどうするかなどの具体的なご意見をいただきたい。

委員 3 : 準中型運転免許取得は概ね 17 万円程費用がかかると認識している。現在はハローワークでも 2 万円の免許取得補助を行っているが、その場合に市補助金と重複して申請しても大丈夫なのか。

事務局 : 先程説明させていただいたとおり、通常の補助金は対象経費の三分の一が基本となる。しかし、他の補助金がある場合は、その補助金額差引後の対象経費で計算しているため、重複申請とはならないので大丈夫である。

(2) 今後の進め方について

委員長 : 今後の会議の開催予定として、令和 4 年度はあと 2 回開催し、令和 5 年度は進捗状況によるが 4 回の開催を予定している。
ただ、来年度の予算に関連する事項の協議については、今年の早いうちに協議を終了し中間答申としてあげていきたい。
については、今年度は分団等運営費補助金と消防団員支援対策を協議し、令和 5 年度は正副団長の組織体制と消防団の出動体制について協議を行っていきたいがいかがか。

< 全員の一致で承認 >

次回の日程は、9 月 13 日（火） 18 時 30 分からとする。